大正区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約</u> 理由 <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	平成31年度大正区まちづくり 活動強化推進事業における 大正区民まつり企画運営業 務委託	スの出	一般財団法人大阪市コ ミュニティ協会	4,967,435円	令和1年7月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G 5	-

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度大正区まちづくり活動強化推進事業における大正区民まつり企画運営業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央1-3-2-302

船場センタービル2号館3階

名 称 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、区や地域への愛着を高め、シビックプライドを醸成し、「自分達のまちを自分達で守る」との自律した意識のもと、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するために区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。その目的を達成するためには、市民活動団体・企業等との協議・連携による区民等との協働により実施する必要がある。

そのため、単にイベントとして実施するのではなく、区民まつりへより多くの区民に参加していただき、区民相互のつながりを深める仕組みづくりに資する取組みが求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりを構築し、 区民等との協働のうえコミュニティを基盤としたまちづくり活動への参加促進の育成 につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式(プロポーザル)により 契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所政策推進課(地域グループ) (電話 06 - 4394 - 9743)